

行政文書不開示決定通知書

水産庁長官 森 健

令和6年8月26日付け（8月30日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

- 1 不開示決定した行政文書の名称等
「第4回 遊漁船業法の改正に係る水産庁主催の事業者向け説明会」内の「チャット質問に対する回答」に係る下記文書
 - (1) 「事故の主な原因は営業中の見張り不十分だとされます。」との記載につき、船長が釣りをしていたことが起因・遠因となった事故の实在と内容が確認できる資料の一切
 - (2) 「船長や遊漁船業務主任者（以下、業務主任者）が利用者を案内中に自身が消費するためや販売目的で自ら釣りをする実態が見聞されます。」との記載につき、それら見聞の实在と内容を確認できる資料の一切※「チャット質問に対する回答」については、水産庁HPに掲載済み
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/what/attach/attach/pdf/index-60.pdf>
- 2 不開示とした理由
 - (1)について、遊漁船の事故の主な原因が見張り不十分であることについては、海上保安庁の公表資料（令和4年海難の現況と対策）において述べられており、船長及び遊漁船業務主任者が利用者を案内中に自ら釣りを行うことは見張り不十分に明らかにつながる行為であることから、業務規程例において、「利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。」と規定しておりますが、「船長が釣りをしていたことが起因・遠因となった事故の实在と内容」に関する行政文書は作成・保有していないため、不開示としました。
 - (2)について、遊漁船業者、都道府県水産部局及び遊漁関係団体を通して、当該実態を把握していますが、このことに関する行政文書は作成・保有していないため、不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水産庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

水産庁資源管理部管理調整課遊漁調整担当

電話 03-3502-7768 内線6705